

ポルトガル社会連帯協同組合法

—知的障害児童の社会復帰を目指す—

石塚 秀雄 解題・訳

I. 解題

1. 国民は社会的経済セクター支援

人口約1000万人のポルトガルは協同組合・共済組合運動が盛んな国である。ポルトガルは約40年のファシズム的独裁政治の後に、1974年に、平和的にいわゆるカーネーション革命を経て、1976年に新憲法を制定して現在の民主的国家になり、その後数次の改正を行い、2005年にはEU制度に合わせるための憲法改正を行っている。憲法前文では、「独裁的抑圧的植民地主義的国家から革命的な転換を行い、ポルトガル社会の歴史的転換を行う」とあり、第1条では「自由・公正・連帯の社会の建設」と規定している。

協同組合は国民の権利を実現する手段として憲法に位置づけられている。第43条「学習と教育の自由」第4項で「民間学校・協同組合学校の設立の自由」の規定、第60条3項で「消費協同組合による消費者の権利規定がある。

第61条「民間事業・協同組合事業・自主管理事業」では次のように規定されている。

第1項 民間経済事業は、憲法、法の定めるところの範囲内において、公益を配慮しつつ、自由に行うことができる【訳注：民間（privada）という言葉は、非営利と同様の意味で使われている】。

第2項 協同組合設立の自由は、協同組合原則に基づき、すべての人に認められている。

第3項 協同組合は、法の範囲内で、自由に活動でき、連合会、総連合会その他法で認められた組織に集まることができる。

第4項 法律により公権力が参加できる特別な協同組合を設立することができる。

第5項 法律の定めるところにより、自主管理

の権利が認められる。

また第75条2項では「国家は特殊教育、協同組合教育を認知し財政支援する」とある。

なお第82条「生産手段の所有の分野」では次のように規定されている。

第1項 生産手段の所有の3つの分野の共存は保障される。

第2項 公的セクターは、国家または公的機関が所有し管理する生産手段で構成される。

第3項 私的セクターは、個人または私的集団が所有し管理する生産手段で構成され、以下の規定を除く。

第4項 協同組合社会的セクターは、以下の特定なものにより構成される。

(1) 協同組合により所有され管理される生産手段は、協同組合原則に基づく。ただし、法律に特別に定められた公権力参加協同組合は除く。

(2) コミュニティ的生産手段で、地域コミュニティによって所有管理されるもの。

(3) 労働者たちにより集団的に実施される目的をもった生産手段。

(4) 非営利法人が所有管理し、社会的連帯の原則的持つ、とりわけ共済的性格をもつ事業体が持つ生産手段。

また第85条「協同組合および自主管理の取り組み」は次のようである。

第1項 国家は協同組合の設立と活動を促進し支援する。

第2項 法律により協同組合の金融財政の利益を定義し、協同組合が融資と専門的支援を受けやすいようにする。

第3項 国家は自主管理の存続を支援する。

2. 障害児童の協同組合

社会連帯協同組合は、適用障害児童のリハビリテーションを目的とした協同組合（CERCI）である。どうしてこのような特別な分野の協同組合法ができたのかといえば、1973年に、教育省が知的障害児童（6歳から18歳）に対して、特別教育学校を推進し、その運営の自主管理をも推進した。とくに、知的障害児童が将来的に労働に参画できるようにすることが、社会連帯協同組合学校の目的となった。国、職員、家族、ボランティアが一緒になって連帯的に運営するものである。これはイタリアの一部の社会的協同組合の組合員構成、組織目的と似ており、協同組合定款を整備している。連合会（FENCERCI）に加盟する51のCERCI協同組合に約7000人の知的障害児童が参加している。関連法律を以下に訳出した。なお、ポルトガル協同組合法制に関しては、大谷正夫『協同組合の持続可能の発展を願って』（コープ出版）や堀越芳昭（山梨学院大学）などの論文がある。CERCIについてはボルザガ／ドウフルニ『社会的企業』（日本経済評論社）を参照のこと。

II. ポルトガル社会連帯協同組合法

(Regime Jurídico das Cooperativas de Solidariedade Social)

1998年1月15日付法第7号

前文

連帯精神と相互扶助は協同組合運動にとって貴重なものである。この2つは事実上、協同組合概念の最初からあるものであり、国際協同組合同盟（ICA）によって協同組合のアイデンティティの中に組み込まれている。

ポルトガルの新協同組合法における社会連帯という分野については、1996年9月7日付法第51号によって、協同組合運動推進の回答として出された。とりわけ52の学習障害児童教育協同組合は教育の分野での初めての試みであり、今日、職業訓練、施設介護、在宅介護訓練に分野に拡大している。

もちろん、現在の資格ばかりでなく、社会的弱

者に対する新しい社会的ニーズにあった資格が必要である。

新協同組合法は、社会連帯協同組合を組み入れて、市民社会がより貧困と社会的排除に対して戦うものになった。

連帯は多くの分野で機能するものであり、寛大さ、ボランティアが協同組合セクターに加わったものである。特に第2条は社会連帯協同組合の枠組みと定義を行っている。

INSCOOP【1976年12月31日付法第902号に基づき設立された協同組合セクターアントニオ・セルジオ研究所、社会連帯労働省の一部】では協同組合セクターについて、社会連帯の目的を明らかにしている。

たとえば、ポルトガル憲法第198条1項で定義している。

社会連帯協同組合法

第1条 範囲

社会連帯協同組合は協同組合法に基づき定義され運営される組織である。

第2条 定義

1. 社会連帯協同組合は組合員の協同と相互扶助に基づき、非営利目的であり、社会的ニーズと組合員の推進と統合を図る。主たる分野は次の通りである。

a) 社会的弱者集団とりわけ子供、若者、社会的困難を抱えている人、老人の支援。

b) 家族、コミュニティを社会的に支援し、それらの人々の生活の質を改善し、社会的経済的に参入できるように支援する。

c) 海外在住のポルトガル市民の支援。帰国に経済的困窮しているときの支援。

d) 対象となる集団に対する、疾病、老齢、障害、深刻な経済的欠如に対する支援プログラム作成。

e) 教育、訓練、専門を受けて社会的に統合できるように支援。

2. 社会連帯協同組合は上記の項目以外に、協同組合法の範囲内において、第三者に対するサービスを提供するその他の目的をもった活動を展開することができる。

3. 法律が求める認可と形式に基づき社会連帯協同組合は、協同組合の特別な性格と社会的機能に基づいて認可される。

第3条 協同組合の多様性

前条以外の活動を行うことができる。

第4条 組合員の資格

協同組合から、自己および家族がサービスを受けようとする者または専門的活動をしようとする者は組合員になることができる。加入は自主的に要求するものである。

第5条 名誉組合員

1. 財やサービスを提供する者は名誉組合員になることができる。すなわち社会的ボランティアであり、協同組合の目的の発展に寄与する者である。
2. 名誉組合員の承認は総会でされる。その場合、寄付される財とサービスの内容について報告書を提出して、協同組合の目的の発展に貢献するものと理事会で認定されて後の理事会の提案に基づく。
3. 名誉組合員は、一般組合員と同様に情報を受け取る権利がある。しかし、名誉組合員は協同組合の役員には選出されることはできない。しかし、投票権なしに総会に出席することができる。

第6条 諮問全体会議

1. 定款において、名誉組合員が集まった諮問機関を作ることができる。これは協同組合の正式機関と同等なものを見なすことができる。
2. 諮問全体会議は、総会で決められた規則や事業について提案または勧告をすることができる諮問機関となることができる。
3. 名誉組合員の諮問機関によって選ばれた代表は、財政会議に出席することができ、組合員の権利として情報を受け取ることができる。

第7条 剰余金の処分

社会連帯協同組合において剰余金がある場合は、義務的積立金に充当される。

第8条 清算時の資産の取扱

協同組合法第79条の規定を損なうことなく、協同組合の清算時に同じ行政区において、連合会の決定によって、他の社会連帯協同組合に協同組合資産を売却する場合には、課税は適用されない。

第9条 信用保証

1. 協同組合法第87条2項における信用保証は、社会連帯協同組合としての組織目的、法律的活動を保証する。
2. 公的機関からの専門的財政的支援、すなわち、労働の社会的参入や福祉の分野では、前項の信用保証が必要である。

第10条 既存の協同組合に対する教育資格適用

1. 特別教育、すなわち教育協同組合および障害者児童訓練についての CERCIS を協同組合に適用するために、現行の教育資格は適用できる。
2. 前項の協同組合においては、この教育資格の決定を定款に組み込むために1年間の猶予が与えられる。
3. 1年以内に定款変更がない場合には、その協同組合は社会連帯協同組合とは見なされない。

以上1997年11月27日閣僚会議にて承認。

1997年12月22日発効。

Ⅲ. 「社会連帯協同組合の権利義務、社会的連帯機関としての権利義務および利益について」

(Estende às cooperativas de solidariedade social os direitos, deveres e benefícios das instituições particulares de solidariedade social)

997年9月13日付法第101号

憲法第164条d)項および第169条3項に基づき、共和国議会が定める。

規定

社会的連帯協同組合は、1983年2月25日付法第119号の「社会的連帯特別機関 (IPSS) 定款」の第1条に基づき、また社会活動一般政令によりその存在を認められており、社会的連帯特別機関と

して認められ、同等の権利義務利益、財政取扱が行われる。

1997年7月31日承認。

1999年7月20日決定第13799号

IPSS（社会的連帯特別機関）としての連帯協同組合の同一制度

97年法第101号の規定において、「社会連帯協同組合は、1983年2月25日付法第119号「IPSS法」に規定された目的を持つものである。社会的活動一般指令に基づく内容を持つものと認められ、社会連帯特別機関として認められ、同等の権利義務利益、財政取扱が行われる」と規定されている。

社会的活動一般指令に示された活動は、「協同組合セクターアントニオ・セルジオ研究所」で示された区分にもとづく。それは協同組合法（1996年9月7日付法第51号）で、「協同組合の機能を定めるものに合致し」（第87条）、また1998年1月15日付制令第8条の連帯協同組合の関する記述とも合致するものである。

この区分規定は法律が定める中身との関連およびIPSSの規則と一致するものであり、社会連帯の目的を評価するための者である。

これらの点で、1997年9月31日日付法第101号の規定、憲法第199条c項の規定も同様である。すなわち、

1. 社会連帯協同組合の規則と認定基準を定め、IPSS（社会連帯特別機関）の規則を現在の規則に当てはめる。【訳注：IPSSは、1983年法に基づき、若者支援、雇用支援、医療・リハビリ、市民教育、住民問題解決などを業務とする事業体で、国や公的機関と協定を結んで社会保障の一翼を担う機関で、法人形式としてはアソシエーション、財団など。】

2. この規則は次の日付に有効となるすなわち
1999年6月23日。連帯労働大臣。名前。

IPSS規則に基づく社会連帯協同組合の規則と認定

第1条 認定申請

1. 社会連帯協同組合は、IPSS（社会連帯特別機関）の定める目的に従い、社会的活動一般指令にもとづき認知されることができ、同一の権利、義務、利益、財政取扱が適用される。

2. 認定申請は、その協同組合が属する所管地域の地域社会安全局（地域センター）に提出する。

第2条 申請手続き

1. 以下の書類を提出すること。

a) 協同組合の目的文書と定款の写し。
b) 協同組合セクターアントニオ・セルジオ研究所あての信用書類。申請協同組合の性格・社会的連帯目的などを記載すること。

2. 申請協同組合の社会連帯活動目的に関わるその他必要な書類の提出。

第3条 地域センター

1. 地域社会安全局（地域センター）は、申請書類を受け取ったら、IPSS規則にその協同組合の目的条件が基本的に合致するかどうか審査する。

2. 申請受付から30日以内に地域社会安全局（地域センター）は、申請書類を社会活動総局に送付し、適切に申請内容を連絡すること。

3. 必要書類が欠けている場合は、地域センターは、当該協同組合に対して、第2項のための書類が整えている間、制限期間を猶予する。

第4条 認定の授与

1. 認定は、申請先の社会活動総局が行う。

2. 認定の発行は、申請が認定された日付である。

第5条 認定の取り消し

認定取り消し事項が確認された場合、社会活動総局の決定により、認定取り消しされる。

第6条 認定の連絡

1. 認定の許可、拒否、取り消しは協同組合セクターアントニオ・セルジオ研究所、地域社会安全局（地域センター）および関係協同組合に連絡される。

2. 地域センターは、前項について認定の有無について申請者に連絡する。

第1条 範囲

サービスを提供する協同組合を略して「サービス協同組合」と呼び、本法および協同組合法の規定に基づくものとする。

第2条 概念

1. サービス協同組合は、サービス提供を主目的とするものであり、協同組合の他の分野に適用される分野は明確に除外される。
2. サービス提供とは、協同組合によって、組合員または第三者に、精神労働または肉体労働によって、報酬ありまたはなしで、サービス提供契約に基づき、あるいは同じ目的のためのなんらかの法的手続きに基づき、提供されるものである。
3. 協同組合形式を使用する場合は、法律に合致する活動をが義務づけられており、認可を得て、またその他法律が定める形式を取得して、認可団体となり、協同組合の性格と社会的機能に合致しなければならない。

第3条 種類

1. サービス協同組合は、その目的と組合員の種類に基づいて区分される。
2. 目的としては次の分野の活動がある。
 - a) 運輸
 - b) 機械・設備の貸し出し
 - c) 技術支援
 - d) 流通
 - e) コミュニケーション・通信
 - f) 旅行観光施設開発
 - g) 保険
 - h) 社会的連帯活動
3. 組合員は次の協同組合では区分される。
 - a) サービス生産者協同組合
 - b) サービス利用者協同組合
4. 協同組合法第15条b項の規定の実行のために、サービス協同組合の定款には、前項に定めた組合員の性格のついて特別に規定しなければならない。

第4条 上部機関

同一の地域で同一の内容で活動をしている協同組合は、協同組合セクターの一部門で統合され、協同組合法の定めに従い、全国連合会を設立することができる。

第5条 個人組合員

1. 第一次サービス協同組合の組合員は、14歳以上であること。
2. 前項の規定の未成年者の無能力の中身については、民法第124条の規定に基づく。

「民法第124条 未成年者の無能力については親権に基づき、補完され、それぞれの場合に処置される」

第6条 第三者との取引

1. サービス生産者協同組合において、第三者との取引は、組合員とは見なされない生産者に対する補完的な仕事と見なされる。
2. サービス利用者協同組合において、第三者との取引は、組合員とは見なされない利用者に対する補完的な仕事と見なされる。

第7条 出資参加、労働参加

1. サービス生産者協同組合においては、組合員資格取得は義務的であり、全員が組合員として出資参加し、労働参加する。ただし、加入後に事故、病気、老齢などで労働不能になった組合員はそのかぎりではない。
2. 出資参加は、協同組合および第三者に対する協同組合組合員の責任と制限を規定する、協同組合法第23条および24条の規定に基づく。
3. 労働参加は、総会および経営陣が定めた規則に基づき、協同組合の専門的活動として提供される。
4. いかなる個人会員も団体会員も、第一次サービス協同組合において、協同組合資本の10%を越えて出資することはできない。

第8条 協同組合員の加入承認

1. サービス生産者協同組合においては、協同組合員の承認は、協同組合の専門活動に合致しない場合や協同組合の目的のための活動に当面必要ない場合を除いて、拒否できない。

2. 加入の承認は、前項の規定意外の場合は、基本的に拒否できない。労働契約制度に基づき、協同組合のサービスを2年間受けることができる。
3. サービス生産者協同組合は、労働者の4分の3を、直接的間接的に、報酬専門活動を行う者としなければならない。

第9条 剰余金の分配

1. サービス生産者協同組合において生み出された剰余金の分配は次のとおり。
 - a) 協同組合法第71条の規定および協同組合の定款もしくは内規に定めた基準に基づいて、各組合員の労働に比例して分配できる。決定により、組合員の個人取り分の削減ができる。
 - b) 非組合員（第三者）のサービス労働により生まれた年間剰余金は、不分割金として、義務的積立金に充当される。
 - c) 非組合員のサービス生産から生み出された年間剰余金は、組合員から生みだれた年間剰余金とおなじ計算に基づいて、価値が比例して出される。
2. サービス利用者協同組合において生み出された年間剰余金の分配は、次のとおり。
 - a) 協同組合法第71条の規定に基づき、各組合員が消費したサービスの価値に比例して分配。

- b) 非組合員（第三者）のサービス利用によって生み出された年間剰余金は、不分割金として、義務的積立金に充当される。
- c) 非組合員のサービス利用によって生み出された年間剰余金は、組合員と同じ年間剰余金の計算に基づいて、価値が比例して出される。

第10条 補助金

政府または公的機関からの補助金は、不動産取得に充当され、組合員の間で分割できない。会計に計上し、清算時には資産に含まれる。

第11条 活動開始

協同組合法第93条第1項に基づき、当該事業組織が、法や規則の条件に基づき、協同組合のなすべき活動を開始したときを活動開始と見なされる。

第12条 最小加入の受け入れ

協同組合法第23条第2項に基づく機関において、協同組合の組合員が出資をして、登記し、協同組合法の適用が適用され効力が発揮する。1981年10月15日内閣府承認。1981年10月15日内閣府承認。1981年11月25日発効。